

## 第2野火止児童クラブの民営化に対する市の考え方及び今後のスケジュール

近年の全国的な少子化の流れが東村山市においても見られ、児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加や家庭環境の多様化に伴い、児童クラブに入所を希望する児童数は増加傾向にある。

このような中、児童クラブの大規模化が問題となったことから、平成24年度までに9つの児童クラブを開設することとなったが、児童クラブにおける正規職員の退職者不補充の方針が掲げられたこともあり、これまでの職員体制を維持していくことが困難となったことから、平成23年度に児童クラブの嘱託職員化についての方針を打ち出した。これについては、学保連の行った保護者へのアンケート結果や市の職員の体制づくりも困難な状況もあり、取り下げを行っている。

その後、運営体制を見直す前に現在の児童クラブにおける保育の質を担保する必要があるとのご意見をいただいたことから、平成24年3月より、ガイドラインの策定のため、学保連、各児童クラブの保護者、市の3者で構成する協議会を開催し、9回の会議を経て、平成25年6月1日より施行されている。

現在も児童クラブにおける正規職員の退職が続く中、嘱託職員による補充を行っているが、近年、嘱託職員の定数確保も難しい状況であり、平成27年度には7名、また平成28年度についても1名欠員の状態で、新年度を迎えている状況である。

安定した児童クラブ運営を行うための体制づくりは喫緊の課題となっており、民間活力を導入することにより、その解決を図ることを目的に民営化を進めるものである。

### 1. 民営化における3つの方針

#### ① 保育の質の確保

東村山市の児童クラブにおける保育の質と安全を確保するために、学保連・保護者・市の3者の議論により策定した「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」に基づき民営化を行い、民営の児童クラブでも公営の児童クラブと同様のサービスが受けられるようにする。

#### ② 確実な履行の担保

委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の3者による定期的な運営会議を設置する。この運営会議の中で、保護者からの意見・要望の収集、事業者からの提案等について協議する。

### ③ 民間活力導入によるサービスの拡充

多様なニーズに対応可能な業者を選定することにより、サービスの拡充を図り、安定した児童クラブの運営を行う。

## 2. 民営化の手法

保育の継続性の担保と積極的な自主事業を採用するため、指定管理者制度（最長5年契約可能）による手法を検討する。

## 3. 事業者の選定

事業者の選定については、企画力、技術力、専門性、実績等を総合的な見地から判断する必要があることから、プロポーザル（企画・提案）方式により実施する。（仮称）プロポーザル審査委員会を設置し、実施要領や事業者の選定などについて決定を行う。なお、審査委員会の委員は学保連、野火止児童クラブの保護者、市、財務に関する見識を有するものとする。

## 4. 事業者への引き継ぎ

新設した第2野火止児童クラブにおいて、事業者と市で合同保育を行う。改築工事の進捗状況にもよるが、選定業者と協議し、最低1ヶ月としたい（3月を予定）。4月以降の本格運営を鑑み、第1野火止児童クラブの職員との連携（交流）を図る。

## 5. 民営化のメリット・デメリット

### ① メリット

- ・事業者の自主事業実施によるサービスの拡充が得られる。
- ・安定運営が確保される。

### ② デメリット

- ・移管時における指導員の変更により、子どもや保護者との関係づくりが1からとなる。
- ・事業者の経営基盤が脆弱な場合は、不安定な運営になる可能性がある。

## 6. 今後のスケジュール（予定）

		市	検討会・審査委員会
事前準備	4月	野火止児童クラブ父母会における説明 (4月23日)	
	5月	市長との懇談会(5月14日)	第1回検討会【民営化に対する市の考え方・スケジュールの提示】(5月21日)
民営化の進め方に対する検討	6月		第2回検討会【市の考え方に対する各児童クラブからの質疑への回答・説明】(6月11日) 第3回検討会【近隣市への視察】(6月下旬の平日)
	7月		第4回検討会【視察結果を踏まえ委員間における意見交換】(7月9日) 第5回検討会【民営化を進めるための基本的な考え方のまとめ】(7月30日)
	8月	市議会へ児童館条例改正議案の提出	第1回プロポーザル審査委員会【プロポーザル実施要領等の確認】(8月下旬)
条例改正	9月	条例改正の議決	第2回プロポーザル審査委員会【プロポーザル実施要領等の決定】(9月中旬)
	10月	事業者の公募(10月上旬) 野火止児童クラブ保護者説明会	第3回プロポーザル審査委員会【書類選考】(10月下旬)
事業者選定	11月		第4回プロポーザル審査委員会【プロポーザル及び事業者の選定】(11月上旬)
	12月	選定事業者に対する議会の議決	
	1月	第2野火止児童クラブ完成(1月下旬)	
事業引き継ぎ	2月	野火止児童クラブ保護者説明会 公営による新しい建物における保育の実施(2月上旬)	
	3月	事業者との合同保育による事業引き継ぎ	